

地域の皆さまに支えられ、水沢信用金庫は、創立75周年を迎えます。

水沢信用金庫 75周年記念定期預金

取扱期間：令和6年5月1日(水)～令和6年8月30日(金)

※募集総額到達時には期限前に終了となります。

75周年記念特別金利

預入期間3年

年0.25%

特別金利

預入期間5年

年0.40%

特別金利

税引後 年0.1992125%

税引後 年0.31874%

- 商 品 名：水沢信用金庫「75周年記念定期預金」
- 対 象：1口 10万円以上1,000万円以内の「新規預入」かつ当金庫の会員または当金庫の会員となる個人の方
- 商 品 種 類：スーパー定期または大口定期
- 預 入 期 間：3年もしくは5年（自動継続扱いのみ）
- 預 入 金 額：1口 新規預入10万円以上1,000万円以内
- 募 集 総 額：40億円
- 自動継続後の取扱い：自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
- 解約時の取扱い：満期前に解約する場合は、金庫所定の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
- 税 金：お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には「復興特別所得税」が追加課税されております。
- そ の 他：本商品は預金保険制度の対象商品です。※詳しくは、「説明書」をご用意しておりますので、各店窓口または渉外担当者へお気軽にお問合せください。

【3年定期】
【5年定期】
からの選択と
なります



信用金庫のイメージ
キャラクター
信ちゃん

信 水沢信用金庫

<http://www.mizusawashinkin.co.jp>



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

本店 奥州市水沢字日高西71番地1 TEL 23-5191
前沢支店 奥州市前沢駅東二丁目9番地3 TEL 56-5511
江刺支店 奥州市江刺川原町82番地 TEL 35-2163
金ヶ崎支店 胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野35番地1 TEL 44-5400
原中支店 奥州市水沢太日通り三丁目6番22号 TEL 24-6121
羽田支店 奥州市水沢羽田町宝生35番地16 TEL 25-5015

南支店 奥州市水沢西上野町10番4号 TEL 24-5126
駅前支店 奥州市水沢中町133番1 TEL 25-2662
胆沢支店 奥州市胆沢若柳字甘草13番地 TEL 46-4081
東支店 奥州市水沢佐倉河字前田24番地 TEL 22-5300
あなたい支店 奥州市水沢上姉体二丁目1番30 TEL 47-5070

くわしくは、各支店窓口・渉外係までお気軽にお問合せください。

自由金利型定期預金[M型]＜複利型＞
(水沢信用金庫「75周年記念定期預金」)

水沢信用金庫

令和6年5月1日現在

1.商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(スーパー定期) [複利型] (水沢信用金庫「75周年記念定期預金」) 取扱期間 令和6年5月1日～令和6年8月30日 ※取扱期間中であっても募集総額に達した場合、取扱いを終了させていただきます。
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方
3.期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式・・・3年・5年 自動継続の取扱いとなります。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入対象 (3)預入金額 (4)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 新規預入 10万円以上 1,000万円未満 1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利・・・3年(0.25%)、5年(0.40%) 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算となります。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 元金自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)

自由金利型定期預金〔単利型〕

(水沢信用金庫「75周年記念定期預金」)

水沢信用金庫

令和6年5月1日現在

1.商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金(大口定期) (水沢信用金庫「75周年記念定期預金」) 取扱期間 令和6年5月1日～令和6年8月30日 ※取扱期間中であっても募集総額に達した場合、取扱いを終了させていただきます。
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式・・・3年、5年 自動継続の取扱いとなります。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入対象 (3)預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 新規預入 1,000万円
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利・・・3年(0.25%)、5年(0.40%) 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の1年毎の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 付利単位を100円とし、預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されております。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 元金自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 預入日から1ヵ月未満に解約の場合、下記A、B、Cのうち最も低い利率を適用します。 預入日から1ヵ月以後に解約の場合、下記B、Cのうちいずれか低い利率を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注1)基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率。 (注2)Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。
11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)
---------------	--